

(参考：改正後全文)

	こ成保第 51 号 令和 5 年 6 月 16 日
第一次改正	こ成保第 285 号 令和 6 年 6 月 14 日
第二次改正	こ成保第 53 号 令和 7 年 1 月 29 日
第三次改正	こ成保第 433 号 令和 7 年 7 月 10 日
第四次改正	こ成保第 42 号 令和 8 年 1 月 23 日
第五次改正	こ成保第 449 号 令和 8 年 6 月 5 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁長官
(公 印 省 略)

子どものための教育・保育給付交付金の交付について

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 68 条第 2 項の規定に基づく交付金の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付交付金交付要綱」により行うこととされ、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

なお、「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（平成 30 年 4 月 18 日府子本第 333 号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

この要綱の施行前に、旧要綱に基づき実施した事業に係る交付金の取り扱いについては、なお従前の例によることとする。

別 紙

子どものための教育・保育給付交付金交付要綱

(通則)

- 1 子どものための教育・保育給付交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和5年内閣府令第41号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第2項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、市町村が行う次の区分ごとの給付費等の支給等に要する費用を交付の対象とする。
 - (1) 施設型給付費等
 - ア 法第27条第1項の規定に基づく施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）
 - イ 法第28条第1項の規定に基づく特例施設型給付費（都道府県又は市町村以外の者が設置する施設に係るものに限る。以下同じ。）
 - (2) 地域型保育給付費等
 - ア 法第29条第1項の規定に基づく地域型保育給付費
 - イ 法第30条第1項の規定に基づく特例地域型保育給付費
 - (3) 法附則第6条第1項の規定に基づく委託費

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、満3歳以上の小学校就学前子ども（法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。）に係るものについては、次の区分ごとに算出された額の合計額の二分の一、満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）に係るものについては、次の区分ごとに算出された額の合計額の $\frac{100}{60}$ 、四三とする。
 - (1) 施設型給付費等
 - ア 施設型給付費

(ア)法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に係るもの

法附則第9条第1項第1号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イに掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)法第19条第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2・3号認定子ども」という。）に係るもの

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例施設型給付費

(ア)特定教育・保育

①1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第2号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

②2・3号認定子どもに係るもの

法第28条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)特別利用保育

法附則第9条第1項第2号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ)特別利用教育

法第28条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(2)地域型保育給付費等

ア 地域型保育給付費

法第29条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

イ 特例地域型保育給付費

(ア)特定地域型保育

法第30条第2項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額）から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(イ)特別利用地域型保育

法附則第9条第1項第3号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号イ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(ウ)特定利用地域型保育

法第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(エ)特例保育

①1号認定子どもに係るもの

法附則第9条第1項第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号ロ(1)に掲げる政令で定める額を控除して得た額

②2・3号認定子どもに係るもの

法第30条第2項第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(3)委託費

法第27条第3項第1号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)から同項第2号に掲げる政令で定める額を控除して得た額

(交付の条件)

5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長。以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の執行が困難となった場合には速やかに地方厚生(支)局長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を超過するまで、地方厚生(支)局長の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 地方厚生(支)局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業

完了後5年間保存しておかなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、様式第1号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第2号と併せて別途定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更交付申請)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、年間所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、様式第3号による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第4号と併せて別に定める日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(交付決定)

- 8 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。
- (1) 地方厚生(支)局長は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。
 - (2) 都道府県知事は、地方厚生(支)局長の交付決定があったときは、市町村に対し様式第5号により、決定の変更があったときは、市町村に対し様式第6号により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
 - (3) 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

- 9 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。
- (1) 市町村長は、翌年度の6月末日(5の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに、様式第7号による報告書を都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第8号と併せて翌年度の7月末日までに、地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(額の確定)

1 1 都道府県知事は、地方厚生(支)局長の確定通知があったときは、市町村に対し、様式第9号により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

1 2 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

1 3 地方厚生(支)局長が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合の取扱いは、次により行うものとする。

(1) 市町村長は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、様式第10号による報告書を速やかに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、様式第11号と併せて速やかに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(3) 実績報告の訂正に伴うその他の手続等については、10、12及び14に定めるところに準じて行うものとする。

(その他)

1 4 この交付金の交付に当たっては、上記に定めるところの他、以下によるものとする。

(1) 特別の事情により、本交付要綱に定める手続によることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

なお、この交付金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに10に定める様式及び手続に準じて行うものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村長が都道府県知事に提出すべき市町村分交付金に係る各様式に定められている事項のほかに必要と認める事項を加えて定めることができるものとし、かつ、その提出時期についても必要と認めるときはこれを変更して定めることができるものとする。

(3) 都道府県知事が地方厚生(支)局長に提出すべき書類の部数は、全て正本一部とし、市町村長が都道府県知事に提出すべき書類の部数は、都道府県知事が定めるところによるものとする。

(4) 市町村長が都道府県知事に提出した市町村分交付金に係る書類は、全て都道府県において各会計年度毎に各書類の種別に分類し一括して保存するものとする。

(様式第1号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付申請書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金所要額調書(様式第1号の付表)
- (2) 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(様式第1号の付表)

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金所要額調書

(単位:円)

区分		特定教育・保育に通常要する費用の額		②予定徴収金	③施設型給付費等 負担対象額 (①' - ②)	同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	備考
		①教育標準時間認定子 どもに係る費用の額 (特定教育・保育に通常 要する費用の額としての 標準価格に1,000分の734 を乗ずる前の額)	①' 対象経費総額 (国庫負担対象部分)				
満3歳以上 子ども	(特例)施設型給付費		0		0		
	うち教育標準時間認定子ども		0		0		
	うち保育認定子ども				0		
	特例地域型保育給付費		0		0		
	うち教育標準時間認定子ども		0		0		
	うち保育認定子ども				0		
	委託費					0	
	満3歳以上 計		0		0	0	
満3歳未満 保育認定子 ども	(特例)施設型給付費				0		
	(特例)地域型保育給付費				0		
	委託費				0		
		満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0
	計		0	0	0	0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。

※「①教育標準時間認定子どもに係る費用の額(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額)」は、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額を記入すること。

(様式第2号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付申請書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。

1 申請額 金 _____ 円

2 添付書類

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金所要額市町村別内訳書(様式第2号の附表)

市町村	区分	①予定対象経費総額	②予定徴収金	③施設型給付費等 負担対象額 (①-②)	同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	備考
合計	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0	
		うち教育標準時間認定子ども	0		0	
		うち保育認定子ども	0		0	
		特例地域型保育給付費	0		0	
		うち教育標準時間認定子ども	0		0	
		うち保育認定子ども	0		0	
	委託費	0		0		
	満3歳以上 計	0		0	0	
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0		0	
		(特例)地域型保育給付費	0		0	
		委託費	0	0	0	
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	
	満3歳以上子ども	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0
うち教育標準時間認定子ども			0		0	
うち保育認定子ども			0		0	
特例地域型保育給付費			0		0	
うち教育標準時間認定子ども			0		0	
うち保育認定子ども			0		0	
委託費		0		0		
満3歳以上 計		0		0	0	
満3歳未満保育認定子ども		(特例)施設型給付費	0		0	
		(特例)地域型保育給付費	0		0	
		委託費	0		0	
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0
計		0	0	0	0	
満3歳以上子ども		満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0
	うち教育標準時間認定子ども		0		0	
	うち保育認定子ども		0		0	
	特例地域型保育給付費		0		0	
	うち教育標準時間認定子ども		0		0	
	うち保育認定子ども		0		0	
	委託費	0		0		
	満3歳以上 計	0		0	0	
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0		0	
		(特例)地域型保育給付費	0		0	
		委託費	0		0	
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	
	満3歳以上子ども	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0
うち教育標準時間認定子ども			0		0	
うち保育認定子ども			0		0	
特例地域型保育給付費			0		0	
うち教育標準時間認定子ども			0		0	
うち保育認定子ども			0		0	
委託費		0		0		
満3歳以上 計		0		0	0	
満3歳未満保育認定子ども		(特例)施設型給付費	0		0	
		(特例)地域型保育給付費	0		0	
		委託費	0		0	
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0
計		0	0	0	0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
 ※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。
 ※教育標準時間認定子どもに係る①予定対象経費総額は国庫負担対象部分(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗じて得た額(1円未満切り捨て))を記入すること。

(様式第3号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金変更交付申請書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する同法第68条第2項の規定による国庫交付金については、令和 年 月 日付け 号により提出し、令和 年 月 日付け 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 _____ 円

(単位:円)

変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- 令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額調書(様式第3号の附表)
- 歳入歳出予算書(又は見込書)抄本

(様式第3号の付表)

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額調書

(単位:円)

区分		① 予定対象経費総額	② 予定徴収金	③ 施設型給付費等 負担対象額 (①-②)	④ 同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	⑤ 既交付決定額	⑥ 差引変更分所要額 (④-⑤)
満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0			
	うち教育標準時間認定子ども			0			
	うち保育認定子ども			0			
	特例地域型保育給付費	0		0			
	うち教育標準時間認定子ども			0			
	うち保育認定子ども			0			
	委託費			0			
満3歳以上 計	0		0	0			
満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費			0			
	(特例)地域型保育給付費			0			
	委託費			0			
	満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0		
計	0	0	0	0		0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。

※教育標準時間認定子どもに係る①予定対象経費総額は国庫負担対象部分(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗じて得た額(1円未満切り捨て))を記入すること。

(様式第4号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金変更交付申請書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金として、管内の市町村から「令和 年度子どものための教育・保育給付交付金変更交付申請書」の提出があり、これを審査した結果、適正と認めたので、取りまとめて提出する。

1 今回追加(減額)交付申請額 金 _____ 円

(単位:円)

変更後 国庫交付金所要額	既交付決定額	差引所要額

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金変更所要額市町村別内訳書(様式第4号の付表)

市町村	変更後国庫交付金所要額						⑤既交付決定額	⑥差引変更分所要額 (④-⑤)
	区分	①予定対象経費総額	②予定徴収金	③施設型給付費等 負担対象額 (①-②)	④同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)			
合計	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0			
		うち教育標準時間認定子ども	0		0			
		うち保育認定子ども	0		0			
		特例地域型保育給付費	0		0			
		うち教育標準時間認定子ども	0		0			
		うち保育認定子ども	0		0			
	委託費	0		0				
	満3歳以上 計	0		0	0			
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0		0			
		(特例)地域型保育給付費	0		0			
		委託費	0	0	0			
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	
	〇〇市	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0		
うち教育標準時間認定子ども			0		0			
うち保育認定子ども			0		0			
特例地域型保育給付費			0		0			
うち教育標準時間認定子ども			0		0			
うち保育認定子ども			0		0			
委託費		0		0				
満3歳以上 計		0		0	0			
満3歳未満保育認定子ども		(特例)施設型給付費	0		0			
		(特例)地域型保育給付費	0		0			
		委託費	0		0			
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0		
計		0	0	0	0	0	0	
〇〇市		満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0		0		
	うち教育標準時間認定子ども		0		0			
	うち保育認定子ども		0		0			
	特例地域型保育給付費		0		0			
	うち教育標準時間認定子ども		0		0			
	うち保育認定子ども		0		0			
	委託費	0		0				
	満3歳以上 計	0		0	0			
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0		0			
		(特例)地域型保育給付費	0		0			
		委託費	0		0			
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
 ※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。
 ※教育標準時間認定子どもに係る①予定対象経費総額は国庫負担対象部分(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗じて得た額(1円未満切り捨て))を記入すること。

(様式第5号)

文 書 番 号

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付決定通知書

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 号で申請のあった令和 年度子どものための教育・保育給付交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により〔(修正の場合) 第6条第3項の規定により修正のうえ〕次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- この交付金の交付の対象となる事業の内容は、市町村が行う子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条から第30条まで及び同法附則第6条の規定による事業である。
- この交付金の額は次のとおりである。
なお、事業の実施状況等の変動に伴い交付金の額の変更が行われるものであること。

区分	交付金
交付決定額	円

- この交付金の額の決定は、次に掲げる通知の交付額の算定方法により行われたものである。
「子どものための教育・保育給付交付金の交付について」（令和5年6月16日こ成保第51号こども家庭庁長官通知）
- この交付金は、次に掲げる事項を条件として交付するものである。
 - 事業を中止し、又は廃止する場合は、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
 - この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 事業に係る実施状況の報告及び事業実績の手続きについては別に定めるところによるものとする。
- この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

別 紙

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金調書

市町村名 _____

令和 年度こども家庭庁所管

(単位:円)

国			地方公共団体								備考
歳出予算 科目	交付決 定額	補 助 率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額		うち国庫交 付金相当額	
うち国庫交 付金相当額											

(記入要領)

- 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した交付金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目を記載すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、「歳入」にあつては、款、項、目、節を、「歳出」にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「歳入」の「科目」のうち都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第4項の規定による収入額は、交付要綱の4（3）に掲げる政令で定める額を基に算定された額の総額を記載すること。なお、市町村が行う特定地域型保育事業に係る同法第29条第3項第2号に掲げる市町村が定める額に係る収入額については、記載しないこと。
- 「歳出」については、交付要綱の4（1）及び（2）により算出された額及び（3）に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

(様式第6号)

文 書 番 号

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金変更交付決定通知書

市 町 村 長

令和 年 月 日付け 号で交付決定の通知をした令和 年度子どもための教育・保育給付交付金については、令和 年 月 日付け 号により提出された変更交付申請に基づき、[(修正の場合) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第6条第3項の規定により修正のうえ、] 決定内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

都道府県知事

- この交付金の交付の対象となる事業の内容は、「令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付決定通知書」の各項によるものである。
- この交付金の額は次のとおりである。

区分	交付金
今回交付決定額	円
前回交付決定額	円
差引追加(減少)額	円

- この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とする。

(様式第7号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において、本市町村が支弁する費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書(様式第7号の付表A)
- (2) 初日利用人員及び月別集計表(様式第7号の付表B)
- (3) 歳入歳出決算書抄本

区分	特定教育・保育に通常要する費用の額		②徴収金額	③施設型給付費等 負担対象額 (①'-②)	④同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	⑤交付金交付決定 額	⑥国庫交付金受入 済額	⑦差引過不足額 (⑥-④)	⑧拠出金充当額の過不足 (⑦×20.86/60.43)	⑨その他分の過不足額	⑩交付金 未受入額 (⑤-⑥)
	①教育標準時間認定子ど もに係る費用の額 (特定教育・保育に通常要 する費用の額としての標準 価格に1,000分の734を乗 ずる前の額)	①' 対象経費総額 (国庫負担対象部分)									
満3歳以 上子ども	(特例)施設型給付費		0	0							
	うち教育標準時間認定子ども		0	0							
	うち保育認定子ども			0							
	(特例)地域型保育給付費		0	0							
	うち教育標準時間認定子ども		0	0							
	うち保育認定子ども			0							
	委託費		0	0							
	満3歳以上 計		0	0	0			0		0	
満3歳未 満保育認 定子ども	(特例)施設型給付費			0							
	(特例)地域型保育給付費			0							
	委託費			0							
	満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0			0		0	
	計		0	0	0	0	0	0	0	0	0

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
 ※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。
 ※⑨について、満3歳以上子どもについては⑦の額を記入し、満3歳未満保育認定子どもについては⑦の額から⑧の額を控除した額を記入すること。
 ※「追加交付額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に負の場合にはそれらの合計額、一方のみ負の場合にはその額、共に正の場合には0を記入すること。
 ※「返還額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に正の場合にはそれらの合計額、一方のみ正の場合にはその額、共に負の場合には0を記入すること。
 ※「①教育標準時間認定子どもに係る費用の額(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額)」は、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額を記入すること。

追加交付額	0
返還額	0

(様式第8号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生(支)局長 殿

都道府県知事

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告書

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第65条第2号の規定により、令和 年度において管内の市町村が支弁した費用に対する同法第68条第2項の規定による国庫交付金に係る事業実績報告につき、管内の市町村から「令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告書」の提出があり、これを審査した結果適正と認めたので、取りまとめて別紙のとおり提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告書市町村別内訳書(様式第8号の付表A)
- (2) 初日入所人員及び月別集計表(市町村分)(様式第8号の付表B)

市町村	区分	①対象経費総額	②徴収金額	③施設型給付費等 負担対象額 (①-②)	④同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るものにつ いては③×60.43/100)	⑤交付金交付決定 額	⑥国庫交付金受入 済額	⑦差引過不足額 (⑥-④)	⑧拠出金充当額の過不足 (⑦×20.86/60.43)		⑨その他の過不足額	⑩交付金 未投入額 (⑤-⑥)	
合計	満3歳以上子ども (※)	(特例)施設型給付費	0	0	0								
		うち教育標準時間認定子ども	0		0								
		うち保育認定子ども	0		0								
		特例地域型保育給付費	0		0								
		うち教育標準時間認定子ども	0		0								
		うち保育認定子ども	0		0								
		委託費	0		0								
	満3歳以上 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	満3歳未満保育認定子ども (※)	(特例)施設型給付費	0		0								
		(特例)地域型保育給付費	0		0								
		委託費	0	0	0								
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	うち教育標準時間認定子ども	0		0							
うち保育認定子ども			0		0								
特例地域型保育給付費			0		0								
うち教育標準時間認定子ども			0		0								
うち保育認定子ども			0		0								
委託費			0		0								
満3歳以上 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
満3歳未満保育認定子ども		(特例)施設型給付費	0		0								
		(特例)地域型保育給付費	0		0								
		委託費	0	0	0								
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
満3歳以上子ども		(特例)施設型給付費	うち教育標準時間認定子ども	0		0							
			うち保育認定子ども	0		0							
	特例地域型保育給付費		0		0								
	うち教育標準時間認定子ども		0		0								
	うち保育認定子ども		0		0								
	委託費		0		0								
	満3歳以上 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0		0								
		(特例)地域型保育給付費	0		0								
		委託費	0	0	0								
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	うち教育標準時間認定子ども	0		0							
			うち保育認定子ども	0		0							
特例地域型保育給付費			0		0								
うち教育標準時間認定子ども			0		0								
うち保育認定子ども			0		0								
委託費			0		0								
満3歳以上 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
満3歳未満保育認定子ども		(特例)施設型給付費	0		0								
		(特例)地域型保育給付費	0		0								
		委託費	0	0	0								
		満3歳未満保育認定子ども 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

追加交付額	0
返還額	0

追加交付額	0
返還額	0

追加交付額	0
返還額	0

追加交付額	0
返還額	0

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。
 ※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。
 ※⑨について、満3歳以上子どもについては⑦の額を記入し、満3歳未満保育認定子どもについては⑦の額から⑧の額を控除した額を記入すること。
 ※「追加交付額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に負の場合にはそれらの合計額、一方のみ負の場合にはその額、共に正の場合には0を記入すること。
 ※「返還額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に正の場合にはそれらの合計額、一方のみ正の場合にはその額、共に負の場合には0を記入すること。
 ※教育標準時間認定子どもに係る①対象経費総額は国庫負担対象部分(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗じて得た額(1円未満切り捨て))を記入すること。

(様式第9号)

文 書 番 号

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金交付額確定通知書

市 町 村 長

令和 年 月 日 号をもって交付決定した令和 年度子どものための教育・保育給付交付金については、令和 年 月 日 号事業実績報告に基づき交付額が次のとおり確定されたので通知する。

[(追加交付額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果不足となる金額については、次のとおり追加交付されることに決定したので通知する。]

[(返納額がある場合) 交付額が次のとおり確定され、確定の結果超過交付となった額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することになったので通知する。]

令和 年 月 日

都道府県知事

記

区分	交付金
交付確定額	円
追加交付額	円
返納額	円

(様式第10号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

市 町 村 長

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る
事業実績報告書の訂正について

令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再報告する。

1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。）

2 添付書類

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告変更内訳書（様式第10号の付表）

区分	特定教育・保育に通常要する費用の額		②徴収金額	③施設型給付費等 負担対象額 (①'-②)	④同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	⑤交付金交付決定 額	⑥国庫交付金受入 済額	⑦差引過不足額 (⑥-④)	⑧拠出金充当額の過不足 (⑦×20.86/60.43)	⑨その他分の過不足額	⑩交付金 未受入額 (⑤-⑥)
	①教育標準時間認定子ど もに係る費用の額 (特定教育・保育に通常要 する費用の額としての標 準価格に1,000分の734を 乗ずる前の額)	①' 対象経費総額 (国庫負担対象部分)									
変更前 A	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		特例地域型保育給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		委託費	0	0	0						
		満3歳以上 計	0	0	0	0			0		0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		(特例)地域型保育給付費	0	0	0						
委託費		0	0	0							
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0			0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
変更後 B	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		特例地域型保育給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		委託費	0	0	0						
		満3歳以上 計	0	0	0	0			0		0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		(特例)地域型保育給付費	0	0	0						
委託費		0	0	0							
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0			0		0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引額 (B-A)	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		特例地域型保育給付費	0	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども	0	0	0						
		うち保育認定子ども	0	0	0						
		委託費	0	0	0						
		満3歳以上 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費	0	0	0						
		(特例)地域型保育給付費	0	0	0						
委託費		0	0	0							
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。

※⑨について、満3歳以上子どもについては⑦の額を記入し、満3歳未満保育認定子どもについては⑦の額から⑧の額を控除した額を記入すること。

※「追加交付額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に負の場合にはそれらの合計額、一方のみ負の場合にはその額、共に正の場合には0を記入すること。

※「返還額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に正の場合にはそれらの合計額、一方のみ正の場合にはその額、共に負の場合には0を記入すること。

※「①教育標準時間認定子どもに係る費用の額(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額)」は、特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗ずる前の額を記入すること。

追加交付額	0
返還額	0

(様式第 1 1 号)

文 書 番 号
令和 年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

都道府県知事

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る
事業実績報告書の訂正について

令和 年 月 日第 号をもって提出した令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告書について、令和 年 月 日第 号により交付額の確定がなされたところであるが、管内市町村より「令和 年度子どものための教育・保育給付交付金に係る事業実績報告書の訂正について」の提出があり、これを審査した結果、適正と認められるので、次の理由により訂正されたく関係書類を添えて再提出する。

1 訂正する理由（できるだけ、具体的に記入すること。）

2 添付書類

令和 年度子どものための教育・保育給付交付金市町村分国庫交付金事業実績報告市町村別変更内訳書（様式第 1 1 号の付表）及び市町村から提出された「訂正理由書」

区分	①対象経費総額	②徴収金額	③施設型給付費等 負担対象額 (①-②)	④同左に対する要交付金額 (満3歳以上に係るものにつ いては③×1/2、満3歳未満 保育認定子どもに係るもの については③×60.43/100)	⑤交付金交付決定 額	⑥国庫交付金受入 済額	⑦差引過不足額 (⑥-④)		⑩交付金 未受入額 (⑤-⑥)	
							⑧拠出金充当額の過不足 (⑦×20.86/60.43)	⑨その他の過不足額		
変更前 A	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
		特例地域型保育給付費	0		0					
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
	委託費			0						
	満3歳以上 計	0		0	0			0		0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費			0					
		(特例)地域型保育給付費			0					
委託費				0						
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0			0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
変更後 B	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
		特例地域型保育給付費	0		0					
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
	委託費			0						
	満3歳以上 計	0		0	0			0		0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費			0					
		(特例)地域型保育給付費			0					
委託費				0						
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0			0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
差引額 (B-A)	満3歳以上子ども	(特例)施設型給付費	0	0						
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
		特例地域型保育給付費	0		0					
		うち教育標準時間認定子ども			0					
		うち保育認定子ども			0					
	委託費			0						
	満3歳以上 計	0		0	0	0	0	0		0
	満3歳未満保育認定子ども	(特例)施設型給付費			0					
		(特例)地域型保育給付費			0					
委託費			0	0						
満3歳未満保育認定子ども 計		0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※要交付金額は、満3歳以上子ども、満3歳未満保育認定子どもの区分ごとに算出し、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

※満3歳以上子どものうち、特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)に係る経費は、「満3歳未満保育認定子ども」欄に記入すること。

※⑨について、満3歳以上子どもについては⑦の額を記入し、満3歳未満保育認定子どもについては⑦の額から⑧の額を控除した額を記入すること。

※「追加交付額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に負の場合にはそれらの合計額、一方のみ負の場合にはその額、共に正の場合には0を記入すること。

※「返還額」欄は、⑧及び⑨の「計」欄の額が共に正の場合にはそれらの合計額、一方のみ正の場合にはその額、共に負の場合には0を記入すること。

※教育標準時間認定子どもに係る①対象経費総額は国庫負担対象部分(特定教育・保育に通常要する費用の額としての標準価格に1,000分の734を乗じて得た額(1円未満切り捨て))を記入すること。

追加交付額	0
返還額	0